

認定医の更新についてのお知らせ

NPO日本歯周病学会認定医制度では、生涯にわたって研修を継続することが義務づけられ、認定医の資格は5年毎に更新するように定められております。更新には、日本歯周病学会認定医制度に関する施行細則第7条及び同細則附表1に示された研修単位の加算により、認定医期間の5年間に研修会出席50単位以上取得、および日本歯周病学会学術大会認定医・専門医教育講演に2回以上出席していることが必要です。

お手元の研修記録簿を整備の上、下記期間中に手続きを終了して下さい。

参考資料（施行細則抜粋）

認定医の更新

認定医の資格の有効期限は5年間である。したがって、引き続き認定を希望する者は、5年毎に認定の更新をしなければならない。

(1) 更新の基準（施行細則第7条）

第7条 規則第19条第2項に定める生涯研修の内容および単位とは、附表1に定める生涯研修単位の合計単位による。更新に必要な生涯研修単位は認定医登録後5年間で研修会出席は50単位以上とする。

2 ただし、本学会認定医・専門医教育講演を認定医に登録後の更新毎に5年間で2回以上受講すること。

(2) 更新申請受付期間

2021年7月19日(月)：受付開始

2021年8月6日(金)：申請受付締切日(消印有効)

学会ホームページ（「会員の方はこちら」）に掲載されている「認定制度」参照。

2021年8月頃：更新申請書類審査会

2021年10月14日(木)：合格者を理事会で承認

2021年10月15日(金)、16日(土)：第64回秋季学術大会時合格発表

(3) 更新の手続き

更新手数料：11,000円（消費税込）

1. 振込先（依頼人欄は必ず申請者の氏名にて入金ください）

銀行名：三菱UFJ銀行 支店名 駒込(コマゴメ)支店

種別：普通口座 口座番号 0006098

銀行口座名：日本歯周病学会 認定医委員会 (ニホンシユウビョウガクカイ コンテイイイソカイ)

2. 提出書類（ご提出は配達票控えをもって確認とさせていただきますので、宅配便、書留等、控えが手元に残る形でご申請下さい。）

① 上記振込み済の受領証のコピー ②更新申請書 ③生涯研修記録簿

④ 発表等の証明（コピー） ⑤認定証の写し（コピー）

②③を紛失された場合はホームページ (<http://www.perio.jp/>) よりダウンロード可能

(4) 書類送付先

〒170-0003東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4階

（一財）口腔保健協会 内 NPO日本歯周病学会認定医 係

(5) 資格の喪失（規則第20条，第21条）

1) 本人が資格の喪失を申し出たとき。

2) 歯科医師免許を喪失したとき。

3) 本学会会員の資格を喪失したとき。

4) 委員会が認定医として不適当と認めたとき。